

交 運 甲 達 第 1 6 号
令 和 4 年 6 月 8 日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

高齢者講習指導員資格に関する運用基準について

高齢者講習（道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の2第1項第12号に掲げる講習をいう。）の指導に従事する者について必要な要件のうち、運転免許に係る講習等の実施に関する規程（平成21年福井県公安委員会規程第5号。以下「規程」という。）にて定める基準については、下記のとおりとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、高齢者講習指導員資格の取得に係る講習実施要領の制定について（平成31年交運甲達第2号）は、廃止する。

記

1 別に定める公安委員会が行う所要の講習の基準

規程第5条第2号エ（ア）bに規定する、別に定める公安委員会が行う所要の講習（以下「所要の講習」という。）については、運転適性指導に関する講習項目（別紙）のとおりとする。

2 公安委員会が同等と認める者の基準

規程第5条第2号エ（イ）bに規定する、同等以上の技能、知識及び経験を有する者と認める者は、次のとおりとする。

- (1) 白バイ若しくは交通用パトカーの乗務員又は警ら用無線自動車の運行を主たる業務とする乗務員としての経験が3年以上あり、かつ、公用車での事故歴がなく、車両認定1級を有していること。
- (2) 公安委員会が指定する技能試験官としての経験が3年以上あること。

3 確認書の交付

高齢者講習指導員に係る要件の審査が終了し、所要の講習を受講した者には、運転適正指導に関する確認書（別記様式）を交付するものとする。

別紙

運転適性指導に関する講習項目

区 分	講 習 項 目	講習時間
1 日 目 (7 時間)	運転適性検査及び高齢者講習の概要と留意点	30分
	運転適性検査及び高齢者講習の実施要領の解説	90分
	運転適性検査に使用する視聴覚教材実習	80分
	運転適性検査採点法、評価判定法及び診断法	210分
	質疑応答	10分
2 日 目 (7 時間)	運転行動の観察記録要領	180分
	運転適性結果や運転行動観察結果に基づく指導要領	120分
	認知機能検査の概要	90分
	運転適性検査取扱上の留意事項	20分
	質疑応答	10分

別記様式省略